



東日本大震災による被災自動車の永久抹消登録について (福島第一原子力発電所から20km圏内の被災自動車を含む)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、滅失又は使用不能となった自動車の永久抹消は、以下のとおり特例的な取扱いでも受理していますのでお知らせいたします。

《問い合わせ先》

【登録自動車】福島運輸支局登録部門 050-5540-2015
【軽自動車】軽自動車検査協会福島事務所 024-546-3222

【必要な書類等】

【登録自動車】被災自動車の「永久抹消登録」申請等の際に提出する書類等

『永久抹消申請の場合』

- 抹消登録申請書（当日、記載することができます。）
- 自動車検査証（車検証）
- 自動車検査証に記載されている所有者の印鑑証明書・実印
- 自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び亡くなった所有者と申請を行う相続権者の関係がわかるもの）
 - ・申請を行う相続権者の印鑑証明書・実印
- ナンバープレート前後2枚
- 被災したことの証明に必要な書類
 - ・市町村が発行する罹災証明書
- 代理申請をする場合
 - ・代理申請に係る委任状 ・[「同委任状様式例」](#)

『既に一時抹消している場合』

- 解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式 当日、記載することができます。）
- 登録識別情報等通知書
- 代理申請をする場合
 - ・代理申請に係る委任状 ・[「同委任状様式例」](#)

【申請に必要な書類や情報が無い場合】

- 自動車検査証を紛失
 - ・申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。

- 登録識別情報等通知書を紛失
 - ・自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
- 罹災証明書の入手が困難
 - ・申請人の申立書（・[「同申立書様式」](#)）をもって罹災証明書に代えることができます。
 - なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。
- ナンバープレートの紛失（流失）等
 - ・自動車の流失等のためナンバープレートを回収できない場合は、返納を要しません。

【軽自動車】被災自動車の「自動車検査証返納」届出の際に提出する書類等

- 自動車検査証返納届出書（当日、記載することができます）
（使用者の押印が必要です）
 - 自動車検査証（車検証）及びナンバープレート前後2枚（返納できる状況の場合のみ）
 - 自動車が被災し、用途廃止した旨の申立書
 - 自動車検査証上の使用者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（使用者がお亡くなりになったこと及び使用者との関係がわかるもの）
- ※当該自動車の「車両番号又は車台番号及び使用者氏名・住所」が確実にわかること。

被災自動車の「自動車重量税還付」申請の際に提出する書類等 （還付対象自動車は、車検の有効期間が平成23年4月10日以降のものに限り、 車検の残り期間に応じて還付されます）

- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書 ・[「同申請書様式」](#)
 - 自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び亡くなった所有者と申請を行う相続権者の関係がわかるもの）
 - ・申請を行う相続権者の印鑑証明書・実印
 - 代理申請や代理受領をする場合
 - ・代理申請・代理受領に係る委任状 ・[「同代理申請委任状様式」](#)
 - 所有者の認印（還付申請書に押印） ・[「同代理受領委任状様式」](#)
- ※還付は、国税から口座振り込みにより行われますので、振り込み口座の情報が必要になります。

福島第一原子力発電所から半径20km圏内に係る被災自動車について

上記の「永久抹消登録」又は「自動車検査証返納」の手続きの際に提出する書類等の他に、「再使用又は譲渡しない、帰還困難区域（警戒区域）設定中も解除」

後も再登録しない」 ことの「確認書」（・「同確認書様式」）を提出していただくこととなります。

なお、当該警戒区域内被災車両は、避難所の住所を管轄する運輸支局等でも永久抹消をすることができます。この場合、使用の本拠の位置のみを現在居住する避難所等の住所に変更して永久抹消をすることができます。

現在居住する住所については、申請書への記載をもって確認としますので、書面の提出は不要です。